

令和 8 年 9 月 1 1 日

松本市監査委員 様

松本市長 臥 雲 義 尚

包括外部監査の結果等に基づく措置について（通知）

令和 8 年 2 月 6 日付けの包括外部監査の結果通知について、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき通知します。

対象所属	監査の結果	状況	内容
農政課 契約管財課 (p.41)	第 5 包括外部監査の結果 I 規程等の適切な運用について 1 (※以下、「第 5 - I - 1」のように省略) ① 農村女性活動推進事業に係る事務の執行について（指摘） 本事業に係る事務の執行において、受注者から見積書を徴しない理由の明示、随意契約理由書の添付、完了届の受領及び検査調書の作成、前金払理由の明示が十分に徹底されていなかった。今後は、各書類の記載・添付を徹底し、根拠条項や理由を明記することで、説明責任の強化や透明性の確保を図るよう改善を求める。	措置済	契約締結から完了までに作成すべき書類を漏れなく確認するとともに、その作成方法や明記が必要な事項についても複数人で確認し、根拠法令に基づいた書類の作成を徹底しています。
農政課 (p.44)	第 5 - I - 2 ② 農村広場管理事業に係る事務の執行について（指摘） 令和 6 年度松本市農村公園管理業務委託において、一者随意契約理由が不明確、契約書における業務委託名称誤り、検査調書等の未作成、前金払根拠が不明確といった、松本市財務規則及び契約書約款等に反する事務執行が行われていた。今後は、随意契約理由の合理的かつ具体的な記載、契約書内容の正確な確認、検査記録の徹底、前金払根拠の明示を行うことで、	措置済	指摘内容を踏まえ、契約書及び事務手続の見直しを行いました。引き続き、契約、約款及び関係法令を遵守し適正な執行に努めます。

	説明責任と透明性の確保、法令遵守の徹底を図るよう改善を求める。		
農政課 契約管財課 (p.46)	第5-I-3 ③ 担い手確保・経営強化支援事業助成金の交付に係る決裁区分について（指摘） 本助成金の交付に当たって、財務会計システム上の支出負担行為の決定に係る起案と交付決定通知の作成に係る起案を別々で作成し決裁行為を行っているが、これらを財務会計システム上の支出負担行為の決定に係る起案に一本化し、支出負担行為についての決裁区分に従い決裁行為がなされるべきである。	措置済	財務会計システムの仕様上、指令番号を取得できない構造となっているため、現行どおり文書管理システムと財務会計システムの双方で決裁を行う運用とします。 決裁区分が相違することのないよう、現状の運用において、相互の整合性確認及び適正なチェックを行います。
農政課 (p.50)	第5-I-4 ④ 獣害防護柵の補修資材の管理方法について（意見） 四賀支所・梓川支所の備品倉庫で作成されている在庫管理表において、在庫確認実施者・実施日の記録がなく、物品の記載漏れや実地在庫との数量の不一致が検出された。今後は、在庫管理の徹底が望まれる。	対応済	令和8年3月末に実施した在庫確認から、在庫管理表の確認欄に、確認実施者・実施日を明記するよう変更しました。在庫の増減状況を踏まえ、今後も計画的に確認するよう努めます。
農政課 行政管理課 (p.52)	第5-I-5 ⑤ 事務事業評価表の確認体制について（指摘） 事務事業評価表において、農政課の一部事業で成果指標実績や事業費の財源区分が誤ったまま外部に公表されていた。外部公表資料については、不備を見落とさないように確認を徹底するとともに、不備が続く場合は、担当課と別の部署によるダブルチェックの導入等、具体的な確認体制の強化策を全庁的に検討されたい。	対応中	提出までの過程においてチェック項目を明示したうえで複数人でチェックすることにより、確認の徹底を図ります。（スマート農業推進事業及びクラインガルテン関連施設管理事業の誤りについては令和7年時点で修正済み）（農政課） チェックシート（令和7年度導入）による提出前の確認作業について周知・徹底するとともに、現在実施している行政管理課によるダブルチェックについては、より効果的・効率的な手法を検討します。（行政管理課）
農政課 (p.54)	第5-I-6 ⑥ 新しい農業経営者協議会の収支報告及び監査について（指摘） 本協議会の収支報告に関して、令和5年度では決算時に簿外現金が発生し、令和6年度では収支報	対応中	令和5年度の事案を受け、それ以降は帳簿・通帳の管理状況は改善できていると協議会の中では考えていますが、会計処理方法等については定期的に会計担当者とし市担当者の間で確認を行い、今後も適切な処理が実施されるよう指導します。そ

	告の比較増減欄に誤りがあった。市が管理する協議会については、市の金員と同等の管理が求められることから、市の業務の内部統制と変わらないレベルの統制を盛り込んだ定めをする必要がある。また、収支報告を含む実績報告書の承認に当たっては、何をチェックするかを明示し、実効性のあるダブルチェックをするようにされたい。		の上で、別に定めを設ける必要性については検討していきます。
農政課 (p. 59)	第5－Ⅰ－7 ⑦ 分割発注を防止するための適正な契約事務の執行について（指摘） 松本市クラインガルテン事業において、工事内容及び工事場所が同一かつ工期も連続している工事について、競争入札とせずに随意契約ができる基準額内の金額で分割発注をしている契約が検出された。競争入札とすべき工事を安易に随時契約で発注することがないよう職員の透明性、公正性に対する意識の改善及び監督者のチェック体制の強化を求める。	措置済	「随意契約ガイドライン」に沿った適正な事務処理を行い、監督者である担当係長のチェック体制を整え対応しています。
農政課 (p. 61)	第5－Ⅰ－8 ⑧ 未提出となっている達成状況報告書の回収について（指摘） 松本市未来を担う農業経営者支援事業において、事業年度ごとに提出されるべき達成状況報告書が未提出となっている案件が検出された。補助金を交付した以上、事業者の状況を把握するために資料の提出を求めることは当然のことであるため、事業者に確実に提出してもらえようフォローを行う体制を構築されたい。	対応中	監査当時に未提出だった達成状況報告書については、1名を除き事業取組者から回収が完了しました。未提出者1名については、現在も電話・郵便にて報告書の提出を求めています。 報告書提出依頼の通知時期、連絡方法等について検討するとともに、期限までに提出いただけない場合は、補助金の返還を求めるといった強い姿勢で臨むなど、毎年全事業取組者から確実に報告書を提出してもらえよう対応します。
農政課 (p. 61)	第5－Ⅱ－1 ⑨ 提出資料管理データの充実化について（意見） 松本市未来を担う農業経営者支援事業では、申請日、実績報告書提出日、達成状況報告書日についてリスト化し管理がされている一方、事業者ごとに異なる提出資料の締切日についてはリスト上に反映されていない。現状、未提出の	対応済	締切日の設定方法を見直し、全事業者同日とすることで一元管理が可能な体制を整えました。

	資料もあるため、締切日まで一元管理できるよう、締切日もリストに加え管理することが望ましい。		
農政課 (p.65)	第5-II-1 ① 農業研修を中止する際の連絡ルールについて（意見） 松本市新規就農者育成対策事業において、選考を通過し研修生となった者が農業研修を中止する場合の連絡方法が整備されていなかった。研修中止となった場合に即時に連絡がないと、補助金や支援金が不必要に支払われる可能性があるため、研修を中止する際の連絡方法を定めたマニュアルを作成し運用していくことが望ましい。	対応済	令和8年度から、採用前の説明会の際に、関係機関の情報や相談先を資料化し、口頭での案内と合わせて説明するように運用を変更しました。また、研修の中止とならないよう、その前に相談しやすい環境となるよう努めます。
農政課 (p.66)	第5-II-1 ② 農業研修生の選考方法について（意見） 松本市新規就農者育成対策事業において、短期で研修中止となった事案のうち、市が把握している研修生の状況と事実が異なるものが検出された。本事業の目的は、市の農業の担い手の確保にあるため、短期で研修中止とならないよう、書類審査や面接で家族の同意状況や懸念点を再確認するなど、研修開始前の選考にさらなる注意を払っていくことが望ましい	対応済	令和8年度から最終面接時に家族の同席を可能とし、再度懸念点を確認できるよう運用を変更しました。今後はこれまで以上に注意して選考していくよう努めます。
農政課 (p.69)	第5-II-2 ③ 指定管理者から提出を受けた決算書のモニタリング体制について（指摘） 松本市今井農産物直売施設事業について、市は令和6年度から指定管理者から提出される決算報告書の当期純利益の金額に基づいて特別納付金を徴求しているが、令和6年度の決算報告書において、特別納付金の算定に影響する複数の誤りが検出された。前年度からの科目の変動や異常値を精査し、必要に応じて指定管理者へ質問するなど、決算報告書に対してより精緻にモニタリングを実施すべきである。	措置済	今後は指定管理者から提出された決算書報告書を基にモニタリングを実施する際には、前年度結果との比較、指定管理者への聞き取り調査等を徹底します。（農政課） 指定管理者から施設所管課に提出される各種報告書等については、施設所管課においてダブルチェックを行う等の精査（精緻なモニタリング）を実施するよう折に触れて周知を行います。 また、決算報告書については、指定管理者モニタリング等、各種公表資料や行政管理課・財政課等への共有資料に記載する決算額の根拠資料となるため、必要に応じ、行政管理課から再精査をするよう適宜依頼を行います。（行政管理課）

契約管財課 (p.71)	第5-II-3 ④ 一者見積を許容する財務規則の見直しについて（意見） 現状、200万円以下の工事は見積書の審査を条件として、その他の理由を問わず一者から見積書を徴求すれば契約可能な規定となっている。不適切な分割発注の事案が続いていることに鑑みて、金額基準の引き下げを含め規定内容について再考の余地があると考えます。	対応済	昨今の物価水準の上昇等を踏まえ、契約事務の適正化・効率化を図る観点から地方自治法施行令が改正されたことに伴い、本市の基準額を見直したものであり、改正の趣旨を踏まえ、現時点では現行の基準額による運用を継続することとします。 なお、本来一体として発注すべき工事を分割し、基準額以下として随意契約を行ういわゆる分割発注は、競争性・透明性の確保の観点から不適切なものであると認識しています。契約事務の適正な執行が図られるよう、分割発注の防止を含め、改めて庁内への周知徹底を図りました。
商工課 (p.72)	第5-II-4 ⑤ 松本ものづくり伝承塾の助成要件について（意見） 本事業において、補助金収入を上回る繰越金が残し、支出予算と実績に乖離が生じていた。伝統的工芸品等の地場産業の伝承・継承を図るという本事業の目的に鑑みて、事業の周知方法や制度要件の見直しを検討されたい。	対応済	令和8年5月に後継者育成事業の支給要件を次のとおり緩和しました。 ①住所・年齢要件の廃止 ②専門的従事を廃止 ③支給対象を育成者だけでなく後継候補者に拡大
商工課 (p.74)	第5-II-5 ⑥ 市営駐車場の使用料収入未済への対応について（意見） 本事業において、法人契約利用者の施設使用料に未納が発生し、結果として債権回収不能となる事例が検出された。法人契約に対する債権管理について、入金確認及び督促、裁判による回収、債権放棄・不納欠損に至るまでの商工課としての業務運用フローを整備するとともに、今回検出された事例をもとに今後の滞納整理の運用を整備されたい。	対応中	現状、全庁共通で使用されている「債権管理マニュアル」を参考に対応しましたが、監査指摘を受け、令和8年度中に、既存マニュアルを施設利用に即した業務運用フローに整備し、令和9年度から運用できるよう進めます。
農政課 (p.75)	第5-III-1 ① 新しい農業経営者協議会の予算消化状況について（意見） 本協議会における視察費等の補助対象経費は、会員の認識不足を要因として予算消化率が低く、会員が自己負担している状況が検出	対応済	視察費については、用途や金額の都合上協議会の会計からは支出できないもの（現地での飲食代や全員分の宿泊代等）も含まれるため、それらの金額は自己負担となります。 しかし、交通費の一部補助や講師への謝礼等、協議会の会計から支出すべきものは活動費として計上

	された。補助対象経費について協議会に十分説明し、協議会構成員に不用意な自己負担が生じないようにすることが望ましい。		するよう、事務局から会計担当者へ説明し、理解を得ました。
農政課 (p.77)	第5-Ⅲ-2 ② P D C Aを意識した目標数値の設定について（意見） 松本市スマート農業推進事業において、目標とする補助実行件数の設定に明確な算定根拠がなく、実績値が目標値を大幅に上回っていても目標値の再設定が行われていなかった。適切な予算策定・予算管理の観点から、達成度が図れるよう明確な算定根拠により目標値を設定するとともに、目標値と実績値を比較してP D C Aを回し、状況に応じて目標値の見直しを図っていくことが望ましい。	対応中	事業実績及び農業者への普及状況を踏まえ、令和9年度松本市農林業振興計画の見直しに合わせ、指標及び目標値の見直しを図ります。
農政課 (p.78)	第5-Ⅲ-2 ③ 未提出となっている事業状況報告書の回収について（指摘） 松本市スマート農業推進事業において、提出されるべき事業状況報告書が提出されていない事例が検出された。未提出となっている先については確実な提出を求めるとともに、事業状況報告書のフォローを行える体制も構築されたい。	対応中	監査当時に未提出だった達成状況報告書については、回収について依頼しています。 報告書提出依頼の通知時期、連絡方法等について検討するとともに、期限までに提出いただけない場合は、補助金の返還を求めるといった強い姿勢で臨むなど、毎年全事業取組者から確実に報告書を提出してもらえるよう対応します。 また、事務状況報告書のフォローを行える体制の構築について検討します。
農政課 (p.82)	第5-Ⅲ-2 ④ スマート農業推進事業の交付事務及び効果測定について（意見） 本事業において、事業者が作付けをする一部の農作物のみを記載した計画書の提出をもって補助金の交付決定がされている事例が検出された。支給する補助金額に見合う現実に応じた計画書の提出を受けることが望ましい。なお、計画書は農政課が作成・送付しているため、業務として作成したことを記録として残すことが望ましい。また、エビデンスに基づく政策立案の観点から、導入者と非導入者の産出額の増減比較を行うな	対応中	計画書について、農業者に対し可能な限り詳細な内容を記載するよう案内しています。提出された書類に誤りがあった際は、基本的に申請者に修正いただいています。 しかし、本人から依頼があった際は、担当者が修正することがあるので、その経過について記録を残すよう努めます。 事業の効果測定についても、適切な指標を検討します。

	ど、スマート農業機械の導入の効果を測ることが望ましい。		
農政課 (p.84)	第5-Ⅲ-3 ⑤ 農業共済及び収入保険の加入率等の分析について（意見） 果樹共済の共済掛金に対する補助が既にある中で、収入保険の支払保険料に対する補助を開始したが、市では加入率等の分析を行っていなかった。補助事業を実施する必要性について根拠をもって説明することができるように、エビデンスに基づいた分析及び事業の状況把握を行うことが望ましい。	対応済	果樹共済と収入保険に対する補助が並立している現状は、自然災害のみを補償する果樹共済から、価格低下等の経営リスクもカバーする収入保険への移行を促す、農林水産省の推進方針に準拠した過渡期の措置です。収入保険加入者は年々増加する一方、果樹共済加入者は減少しており、移行は一定程度進んでおり、果樹共済加入促進対策事業は令和8年度で終了予定です。なお、両制度は同時加入不可のため補助の重複は発生しません。今後も引き続き加入状況の把握及び加入率の分析を行い、収入保険への移行を進めます。
商工課 (p.85)	第5-Ⅲ-4 ⑥ 松本市商業ビジョンの活動指標の評価検証について（意見） 本事業では、活動指標を毎年評価・検証することとなっている一方、令和6年度の活動指標の実績について令和7年度8月時点で把握されていなかった。また、商工会議所等と評価検証について議論した内容に関する議事録等は作成されていなかった。実効性のある取組を進めるため、毎年の活動指標実績の評価検証は対象年度終了後早期に実施し、議論した内容については議事録等を残していくことが望ましい。	対応済	令和8年度より、議事録を残し情報共有に努めることを松本商工会議所と確認しました。
商工課 (p.88)	第5-Ⅲ-5 ⑦ 脱炭素型大規模投資支援事業の予算執行率について（意見） 本事業の補助対象要件は「投資額3億円以上」「脱炭素関連の新規投資」など採択のハードルが高ことから、交付決定が少なく予算執行率が低迷している。補助対象や制度設計の見直し、周知強化、申請者との事前協議の仕組みづくり、企業との面談記録の保存といった運用改善により、制度の利用促進を図ることが望ましい。	対応中	制度の利用促進を図るため、現在、庁内で設備投資額の対象を3億円以上から5千万円以上に引き下げる改定を検討しています。
商工課 (p.91)	第5-Ⅲ-6 ⑧ ICT拠点施設「サザンガク」	対応中	令和8年度からプロポーザル方式により業務委託先が変わりました。

	に対する適切なモニタリングの実施について（意見） サザンガクの受注総額は目標を上回る一方、発注元の約76%が県外企業である。「地域企業のバックオフィス業務担い手不足解消」という事業目的に基づき松本地域企業からの受注増加に向けた施策を実行されたい。市は目標として受注総額を掲げているが、受注総額の達成だけでなく、受注先や内容についても検証を行い、事業目的に沿った結果となっているかについて確認するとともに、外郭団体への適切な指導・監督も実施されたい。		た。事業目的等を踏まえ、地域企業の人材不足の対応策としてのアウトソーシングの提案に企業回りを行ってもらっています。今後の外郭団体のモニタリングでも、事業目的に沿った運営になっているか注視するとともに、適切な指導を行います。
商工課 (p. 92)	第5-Ⅲ-6 ⑨ ICT拠点施設「サザンガク」に関する活動指標について（意見） サザンガクにおいて、累計登録者数は増加しているものの、実働しているワーカーは少ない。松本市工業ビジョンの趣旨を踏まえ登録ワーカー数や実働ワーカー数を設定するとともに、より利便性の高い立地への移転や労働環境の改善、在宅ワーク環境の整備促進など、ワーカーのニーズをくみ取った対策をすることが望ましい。	対応中	外郭団体及びその新たな委託先とも連携し、離脱するワーカーの原因を踏まえながら、働きやすい環境づくり、ワーカーのスキルアップのための仕組みづくりを検討します。
商工課 (p. 94)	第5-Ⅲ-6 ⑩ 外部人材活用促進事業の予算執行率について（意見） 本事業における予算執行率は3%に留まっている。予算執行率改善に向け、市は本補助金に関する周知の徹底を掲げているが具体的な方針は定まっていないため、早期に検討されたい。また、企業訪問やヒアリングにより外部人材活用のニーズ把握をしているが、今後の議論・検討のためにも議事録や活動記録を保存し活用することが望ましい。	対応中	この補助金は、建付けとして地域の人事部の行う副業・兼業マッチング事業又は信州大学の実施する信州100年企業創出プログラムに参加した事業者が使えるメニューとして整備したものであり、対象者が非常に限られることは致し方ないと考えます。ただし、両事業そのものが知られていない面もあり、市としても広報等の改善が必要と考えていることから、各事務局と相談し改善を図ります。地域の人事部については活動記録等を共有できるよう改めました。
商工課 (p. 97)	第5-Ⅲ-7 ⑪ 労働相談件数減少要因の分析について（意見）	対応中	相談件数減少の要因を分析し、利用者ニーズに沿った相談体制を検討します。

	労働相談支援事業において、相談件数が過去5年間で34%減少している要因を市は把握しておらず、事業運営の改善に活かされていなかった。相談件数減少の要因分析を行い、利用者ニーズに応じた相談体制への見直しを検討されたい。		
商工課 (p.101)	第5-Ⅲ-8 ⑫ 公衆浴場経営安定化事業補助金の見直しについて（意見） 本事業の趣旨は、経営の不安定な公衆浴場に対し補助をすることであるが、現状は各施設への補助金額に差はなく、本補助金を含めても収支差額が赤字となっている公衆浴場が8施設中3施設あった。施設関連の補助は別途食品・生活衛生課で実施されており、公衆浴場経営に対する市の方針を定めたうえで、補助金についての包括的な検討を担当課全体で実施されたい。	対応中	本事業は経営の黒字化が目的ではありませんが、物価高騰等を踏まえ、当該補助金について包括的な検討を行います。
商工課 (p.101)	第5-Ⅲ-8 ⑬ 公衆浴場経営安定化事業補助金における実績報告書について（意見） 本事業における補助金は、交付申請の添付書類として実績報告（収支状況）を受領し、審査の上交付決定がされるが、本補助金申請に関する資料が綴られたファイルには収支状況のうち収入部分のみが格納されていた。支出部分も踏まえて審査・交付決定をしたかどうかを確認できない状態となっているため、エビデンスの保管について留意されたい。	対応済	当該事業は令和6年度に事務移管された事業であるため、過去の書類や審査について前担当課へ確認を行いました。現在は、添付書類の管理を徹底しています。
商工課 (p.103)	第5-Ⅲ-9 ⑭ 事務事業評価表における適切な成果指標の策定について（意見） 中小企業振興事業について、事務事業評価表において活動指標及び成果指標が十分に設定されていなかった。EBPMの考え方を導入し、事業の内容に応じて適切な活動指標及び成果指標を設定した	対応済	実施主体の松本商工会議所及び松本市波田商工会と協議の上、各事業の活動指標及び成果指標を設定し、事業効果検証が可能な環境づくりを整備しました。

	うえて、データ収集・分析に基づいて事業等の継続・縮小・統廃合を検討する仕組みを整備することが望ましい。		
商工課 (p.105)	第5-Ⅲ-10 ⑤ 指定管理者制度の導入目的に係る検証体制の整備について（意見） 令和7年度より、勤労者福祉センターの管理運営に指定管理者制度を導入し、その目的を「民間事業者のノウハウ活用による住民サービスの向上及びコスト削減」としているが、その効果について体系的に検証できる状況とは言い難い。定期的な検証結果の取りまとめを実施するなど、導入目的の達成状況を客観的な数値で把握ができるような検証体制の整備について検討されたい。	対応中	基本協定に定められたモニタリングを実施します。その上で、モニタリング以外の検証体制の整備が必要か否かについて検討していきます。
耕地課 (p.116)	第5-Ⅳ-1 ① 多面的機能支払交付金事業に関する国への要望について（意見） 本事業が開始され10年が経過するが、支援メニューの増加、申請や報告に必要な書類が多いことに加え、申請書類の様式変更が頻繁に行われることから事務負担が大きい。協議会ないし県を通じて、引き続き国に事務処理負担軽減を強く要望していくことが望ましい。	対応済	令和7年9月25日に国の抽出検査において、活動組織の書類、現地確認の検査に立ち会い、事務の複雑さを訴えました。その際、事務委託の補助制度を活用していることを説明し、書類作成の正確さなど適切に処理されていると講評を受けました。 また、令和8年1月27日に、長野県農政部農地整備課企画幹及び松本地域振興局農地整備課企画幹に対し、当該交付金に対する事務の軽減について要望しました。
耕地課 (p.116)	第5-Ⅳ-1 ② 多面的機能支払交付金事業のさらなる事務負担軽減策について（意見） 事務処理負担軽減の事例として、農林水産省は「多面的機能支払交付金優良事例集」を公表している。松本市においては、活動組織等の大半が農業者団体であるが、多くは高齢化した役員で事務処理対応を実施しており、当該優良事例を元に今後もさらなる事務負担軽減策を検討していくことが望ましい。	対応済	国も専門業者への事務委託を奨励しているため、引き続き組織に対して業務委託を進めるよう情報提供を行います。 引き続き職員による電話及び対面での窓口対応を行い、優良事例集を適宜参考にしながら、組織の負担軽減に努めます。
耕地課	第5-Ⅳ-1	対応済	本補助金制度は令和7年度から

(p.118)	③ 事務委託支援補助金制度の継続的な検討について（指摘） 多面的機能支払交付金事業の事務処理の煩雑さを要因として令和6年度で活動を取りやめた組織が発生したことを契機に、令和7年度から市独自の事業として本補助金制度を創設した。多面的機能支払交付金の対象となる経費の中には事務処理の日当も含まれており、今後の事務負担軽減の成果を踏まえながら、本補助金制度の支給内容等については継続的に検討されたい。		の新規制度です。活動組織に対して聞き取りを行った結果、事務委託支援補助金を受けることにより、交付金を本来の制度の目的である農地維持保全活動に多くの活動費を充てることができたとのことで、交付金が本来の目的へ有効に働いているとともに、活動組織の煩雑な事務の負担軽減になっています。 また、多面的機能支払交付金事業を統括する国からは、事務委託について、第三者が活動組織の会計内容をチェックするため、複数の監視による適切な会計処理が出来ると評価を受けました。 今後も定期的に活動組織への聞き取り等を実施し、事務負担軽減の成果を検証するとともに、国の動向を注視し、本補助金制度の内容等について継続的に検討します。
商工課 (p.119)	第5-Ⅳ-2 ④ 中小企業支援事業に関する預託金の預入について（意見） 現在の政策金利及び金融機関の預金利率が上昇傾向にあり、物価についても上昇傾向にある状況下において、ペイオフ対象とされる無利息預金への預入は実質的に減価していく。金融機関の破綻に備えるなどの観点で、無利息預金口座への預入に一定の合理性は認められるものの、ペイオフの対象とならない代わりに金利の付く普通預金で預託金を預け入れることも、検討が望まれる。	対応中	財政課からも指摘があり、金融機関とともに実現化に向けて検討を行っています。令和8年1月に開催した金融懇談会幹事会において今後の検討課題として提示しています。
商工課 (p.121)	第5-Ⅳ-2 ⑤ 利用実績の少ない制度資金の見直しについて（意見） 市の制度資金のうち、「創業支援資金」「工場立地促進資金」といった利用実績が少ないものが検出された。制度資金については継続的に見直しを行い、環境の変化や利用者のニーズを反映することが望ましい。	対応中	金融機関とともに、制度資金の見直しについて検討を行っています。
耕地課 行政管理課 (p.126)	第5-V-1 ① 事務引継書が未作成の事業について（意見）	対応済	人事異動に合わせ、事務引継書を作成しました。 また、翌年度以降、当面は想定されない事務事業についても、実施計

	単独耕地事業について、事務引継書が作成されていなかった。事務引継書の作成趣旨に基づき、未作成の事業については、年度末における引継ぎのタイミングに限らず適時に作成をすることが望ましい。また、今後も全庁的に事務引継書が未作成の事業が散見される場合には、行政管理課から改めて事務引継書作成の重要性について周知するとともに、必要に応じて作成の有無に関するレビューの導入を検討されたい。		画作成時及び予算編成時に合わせ修正可能な資料を作成し、係員全員が把握出来る様にしました。(耕地課) 全庁に対しては、新たに策定した「松本市職員事務引継規程」の内容を周知するとともに、事務引継書作成の重要性も併せて周知徹底しました。作成の有無に関するレビュー導入については、全庁に事務引継書の提出を求める際、複数課を抽出し作成状況を確認する運用をすることとしました。(行政管理課)
農政課 (p.126)	第5-V-1 ② 事務引継書記載内容の網羅性・正確性について(意見) 松本市未来を担う農業経営者支援事業において、過去に申請・交付実績のある事業者のチェックに関する業務手順が事務引継書に記載されていなかった。より確実に正確に事務内容を残し引き継いでいくという観点から、当該事務処理についても事務引継書に記載されることが望ましい。	対応済	申請の重複を確認しやすくするため、要綱改正以降(令和4年度～)の申請者一覧リストを作成しました。また、当該事務処理方法を事務引継書へ記載するとともに、申請書審査時に確認すべき項目(過去申請の有無等)をまとめたチェックリストを作成することで、担当者が変更になった際にも確認漏れが発生しない体制を整えました。
農政課 (p.126)	第5-V-1 ③ 担当者変更時の事務引継内容について(意見) 松本市未来を担う農業経営者支援事業において、前任担当者からの引継内容不足により、未提出の達成状況報告書について未提出理由が不明という案件が存在した。担当者変更の際には、現状の課題や次期へ繰り越す作業について網羅的かつ正確な引継ぎが実施されることが望ましい。	対応済	事務引継書に現状の課題や担当者の所感、トラブルの経緯等を申し送り事項として記載し、後任の担当者が適切な事務処理を行える体制を整えました。達成状況報告書の取りまとめデータに提出状況や電話での聞き取り内容を記載することで、過去のやり取りを誰でも確認できるようにしました。
商工課 (p.126)	第5-V-1 ④ 事務引継書の記載内容が不十分の事業について(意見) 産業創出支援事業の事務引継書において、補助金交付という事業の一部分だけ記載し、その他の通常業務について記載がなかった。事務引継書の作成趣旨から、通常業務を含め網羅的に事務引継書へ落とし込むことが望ましい。	対応中	網羅的な事務引継書の整備を各担当に依頼し対応中です。事務引継書を格納するフォルダの整理も含めて見直し中です。

農政課 (p.128)	第5-V-2 ⑤ 農政課における事務確認体制の構築について（意見） 経営継承・発展支援事業は、国と市が共同で行う事業であり、国が業務委託をしている一般社団法人全国農業会議所のホームページで募集開始等の本事業に係る情報が掲載される。担当者が当該情報を見落としてしまうと市民へ募集をかけることができなくなってしまう恐れがある。農政課として事業の進捗を確認・管理する運用ができるような体制を構築することが望ましい。	対応済	経営継承・発展等支援事業は令和7年度で終了しました。国庫補助事業については、募集開始時期を事務引継書に明記するとともに課内で情報共有するフォロー体制の整備を行いました。 今後、本事業と同様に国からの通知がない補助事業が新設された場合、募集開始を見逃さないよう適切な事務処理を実施します。
農政課 (p.130)	第5-VI-1 ① クラインガルテンの適切な使用料水準の検討について（意見） 令和3年度における包括外部監査での指摘意見を受けて、使用年限の遵守及び使用料の見直しに取り組んでいるが、使用料の見直しについて、具体的な料金水準の検討までには至っていない。大原クラインガルテンの大規模改修の実施設計に合わせて使用料水準について議論を深め、他のクラインガルテンにも早期に展開することを検討されたい。	対応中	施設の大規模改修、今後の維持管理に係る費用等を見据えた適切な料金について検討し、令和8年度中に使用料の見直しを実施します。
行政管理課 (p.130)	第5-VI-1 ② 措置が完了していない指摘意見へのフォローアップについて（意見） 市は、毎年8月頃に前年度の包括外部監査における指摘意見に対してその後の措置状況について公表しているが、その時点において「対応中」としたもののについて、その後どのような措置が取られたのかは公表していない。措置が完了しておらず検討中のステータスになっているものは、措置の完了まで継続してフォローアップすることが望ましい。	対応中	包括外部監査の指摘事項について、例年8～9月頃に前年度の指摘・意見に係る措置状況等を公表していますが、「対応中」とした案件のその後の進捗は未公表でした。今後は、対応中案件をフォローアップし、完了状況を公表できるよう事務処理手順等の整備について検討します。
農政課 (p.132)	第5-VI-2 ③ 公設地方卸売市場に関する違法建築の是正について（意見）	対応中	現在、実施している実施設計業務が令和8年6月に終了し具体的な工事費用が判明するため、施工業者や事業者との協議を継続し早期に

	公設地方卸売市場に関する違法建築が判明し、追加工事や代替場所への移転を進めている。令和8年度以降で予定されている主棟中2階の移転工事について、移転の方針は立っているものの、費用の負担割合については市・各事業者・当時の施工業者の三者間で協議中となっている。お互いが納得のいく結論を早期に取りまとめることが望ましい。		負担割合を取りまとめます。
農政課 (p.134)	第5-VI-3 ④ コメの生産調整について（意見） 国内のコメの在庫は適正水準を下回っており、他県ではコメの増産を決めていた県もある。市のコメの生産数量目安値等は県の農業再生協議会において決定されるが、市もその決定に携わっており、実際の作柄、需要予測、高温による作柄減少見込み等の情報を踏まえて、翌年度の生産量の目安に反映していくことが望ましい。	対応済	生産数量目安値は、国の示す需給見通しを参考に県内需要を踏まえ長野県再生協議会が算定しています。指摘内容については、実情に即した目安値の設定を求めるよう市として協議会に意見しました。
商工課 (p.136)	第5-VI-4 ⑤ 勤労者資金融資の新規募集に関する周知方法について（意見） 勤労者資金融資は市が労働金庫に預託金を提供して行う協調融資であるが、直近5年度で利用件数及び年度末残高は減少傾向にあり、令和6年度は新規実行件数が0件であった。勤労者の生活安定に資する本事業の周知のため、市のホームページにおいても制度の紹介を掲載するなど、周知方法の拡充を検討されたい。	対応済	令和6年度は融資可能額が0～1件分しかなかったため、周知・募集をしていませんでしたが、令和7年12月に3件の募集が可能となったため、ホームページへの掲載を開始しました。また、勤労者福祉センターのデジタルサイネージへの掲載等、周知方法を拡充します。
商工課 (p.138)	第5-VI-5 ⑥ 解体工事前のアスベスト調査について（意見） 消防法違反が判明したことから貸館業務を終了している松本市勤労会館は、過去の改修でトイレ天井部分にアスベスト使用が確認されており、建物全体にも含有の可能性がある。本施設は除却する方針であるが、解体時期や調査・除去費用の見通しは立っていない。	対応中	建物を解体する際は、アスベストに関する法令を遵守し、調査・除去計画・予算化を適切に実施できるよう関係部局と協議していきます。

	法令遵守及び適時の予算措置の観点から、除却時には解体計画にアスベスト調査を含めるとともに、調査費用など関連する予算措置についても遺漏のないようにされたい。		
商工課 (p.139)	第5－Ⅵ－6 ⑦ 補助金交付先の廃業理由の検証について（意見） 松本市新規開業家賃補助事業の交付要綱に「2年以上継続して営業が見込まれること」と記載されている一方、2年を待たずに廃業する先が散見される。2年を待たずに廃業等をした先があった場合、廃業等に至った理由を把握し、合理的な事由に基づくものか確認することが望ましい。	対応済	令和8年度から、次のとおり対応しています。 1 業績管理 補助金の請求手続き（3ヵ月に1回）が遅延している事業者について、早期に連絡を行い、業績不振等の現象が生じてないか把握しています。 2 廃業先への連絡 意図せず事業者が廃業していた場合、HPの確認による情報収集や電話連絡等により廃業理由の把握を行っています。

※状況（措置済／対応済／対応中）及び「内容」は、令和8年7月17日時点のものです。